

令和6年第1回定例会6月議会提出議案概要書

議 案 目 録

- 議案第 5 4 号 明石市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する
条例制定のこと
- 〃 第 5 5 号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定
のこと
- 〃 第 5 6 号 明石市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正す
る条例制定のこと
- 〃 第 5 7 号 明石市立図書館条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 5 8 号 明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例等の一部
を改正する条例制定のこと
- 〃 第 5 9 号 明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関す
る条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 0 号 令和 6 年度明石市土地区画整理事業清算金特別会計補正
予算（第 1 号）専決処分につき承認を求めること
- 〃 第 6 1 号 令和 6 年度明石市一般会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 6 2 号 明石クリーンセンター破砕選別施設プラント設備保全工
事請負契約のこと
- 〃 第 6 3 号 議決事項一部変更のこと
- 〃 第 6 4 号 物品取得のこと
- 〃 第 6 5 号 権利の放棄のこと
- 〃 第 6 6 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
協議のこと
- 報告第 5 号 令和 5 年度明石市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報
告のこと
- 〃 第 6 号 令和 5 年度明石市水道事業会計予算繰越計算書報告のこと
- 〃 第 7 号 令和 5 年度明石市下水道事業会計予算繰越計算書報告の
こと
- 〃 第 8 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（202
4 年度事業計画）報告のこと

1 要 旨

内部公益通報制度の適正な運用を図るため、内部公益通報の受理及び不利益取扱いに係る調査についての要件を明確化することのほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 内部公益通報を不受理とする場合を明確化する。

(改正により追加する不受理とする場合)

ア 過去に同一の通報が行われている場合

イ 訴訟手続等において審理が行われている場合

ウ 訴訟手続等において解決又は処理を図ることが適当と認められる場合

エ 市の相談窓口等において解決又は処理を図ることが適当と認められる場合

オ 処分等の権限を有する行政機関等に対する通報が既に行われている場合

(2) 内部公益通報をしたことを理由に受けた不利益取扱いについて、公益監察員による調査を行わないこととする場合を明確化する。

(改正により追加する調査の対象外とする場合)

(1)に掲げる場合のほか、不正の目的によるものと認められる場合等

(3) その他所要の整備

3 施行期日

公布の日

議案第 5 5 号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定
のこと

1 要 旨

上下水道事業の健全な経営と適正かつ能率的な運営を行うため、当該事業の重要施策等を調査審議する明石市上下水道事業経営審議会を設置しようとするもの。

2 施行期日

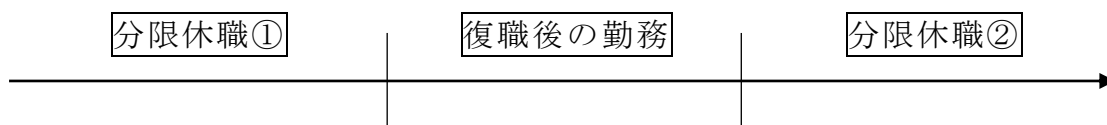
公布の日

1 要 旨

職員の精神疾患による分限休職の期間の算定方法を見直すことのほか、規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

- (1) 精神疾患による分限休職の期間（最長3年間）の更新に必要な復職後の勤務期間を、次のとおり改正する。



(現行) 復職後の勤務期間が6月以下の場合、分限休職①の期間と分限休職②の期間を通算する。

(改正) 復職後の勤務期間が1年以下の場合、分限休職①の期間と分限休職②の期間を通算する。

(※復職後に上記の期間を超えて勤務した場合は、通算しない。)

- (2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

図書館に新たな分館を設置しようとするもの。

2 内 容

新たに設置する分館の名称及び位置を規定

(1) 名称 明石市立二見図書館

(2) 位置 明石市二見町西二見駅前1丁目18番地

3 施行期日

規則で定める日

1 要 旨

租税特別措置法の一部改正に伴う規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

- ア 明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例
- イ 明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例
- ウ 明石市重度障害者医療費の助成に関する条例

(2) 改正内容

租税特別措置法の条項移動に伴う規定の整備

(現行) 租税特別措置法第41条の3の3第2項

(改正) 租税特別措置法第41条の3の11第2項

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

江井ヶ島駅北地区について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、区域内における建築物の構造及び用途に関する制限を定めようとするもの。

2 内 容

建築物の制限を適用する区域に、江井ヶ島駅北地区地区整備計画の区域を追加し、建築物の用途の制限及び高さの最高限度を定める。

3 施行期日

公布の日

議案第 6 0 号

令和 6 年度明石市土地区画整理事業清算金特別会計補正
予算（第 1 号）専決処分につき承認を求めること

今回の補正は、令和 5 年度収支不足額の繰上充用を、事務処理上急を要したため、専決処分により措置したもので、その承認を求めるもの。

〔 補正額 2,056 千円 補正後 2,057 千円 〕

歳 入

西明石(鳥羽新田地区)清算金 2,056 千円 換地清算金収入 2,056 千円

歳 出

繰上充用金 2,056 千円 前年度繰上充用金 2,056 千円

今回の補正は、歳出で、法定予防接種事業費や図書館運営事業費等の追加を行うとともに、歳入では、国庫支出金、繰入金等を追加するもの。

また、併せて、図書館運営事業に係る債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 645,970 千円 補正後 130,304,524 千円 〕

歳 入

国庫支出金	269,070 千円	総務費国庫補助金	3,470 千円
		衛生費国庫補助金	265,600 千円
寄 附 金	500 千円	企業版ふるさと 納 税 寄 附 金	500 千円
繰 入 金	245,900 千円	財政基金繰入金	245,900 千円
市 債	130,500 千円	教 育 債	130,500 千円

歳 出

物 件 費	515,470 千円	法定予防接種事業費	412,000 千円
		図書館運営事業費	99,500 千円
		人事管理事務事業費	3,470 千円
		公立保育所運営事業費	500 千円
投資的経費	130,500 千円	図書館運営事業費	130,500 千円

債務負担行為（追加分）

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
図書館運営事業	75,000	R7

議案第 6 2 号

明石クリーンセンター破砕選別施設プラント設備保全工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
破砕選別施設プラント 設備保全工事	保全工事一式	受入・供給設備保守、搬送 設備保守、選別設備保守、 土木建築設備保守

2 請負金額 金 185,900,000円

3 相手方 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

川崎重工業株式会社 神戸工場

エネルギーソリューション&マリンカンパニー企画本

部長 秋 田 泰 男

(参考)

工事期限 令和7年3月10日

1 要 旨

令和3年第2回定例会9月議会において議決を受けた（仮称）南畑歩道橋桁製作ほか工事請負契約について、鋼材単価の高騰、資材調達の遅れ等が生じたことに伴い、請負契約の一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するもの。

2 内 容

(1) 請負金額の変更

(変更前)		(変更後)
金 296,179,400 円	→	金 307,085,900 円
		(10,906,500 円増額)

(2) 支払条件の変更

(変更前)

令和3年度	金	145,200,000円以内
令和4年度	金	135,520,000円以内
令和5年度	残 額	

(変更後)

令和3年度	金	145,200,000円以内
令和4年度	金	135,520,000円以内
令和5年度	金	51,518,500円以内
令和6年度	残 額	

(参考)

相手方	大鉄工業株式会社 神戸支店
工事期限	令和6年7月31日

1 要 旨

明石クリーンセンター焼却施設に係る不活性ガス貯蔵容器他を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するもの。

2 取得しようとする物品の表示

名 称	数 量	備 考
不活性ガス貯蔵容器他	1 式	窒素ガス消火剤貯蔵容器（容器弁を含む。）、窒素ガス加圧容器（容器弁を含む。）、容器弁ソレノイド

3 取得価格 金 137,500,000円

4 相手方 神戸市中央区三宮町2丁目5番1号
能美防災株式会社 神戸営業所
営業所長 福 田 正 道

1 要 旨

市営住宅の明渡等訴訟により確定判決を得た滞納家賃等の債権について、債権の消滅時効の10年が経過したため、当該債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 権利の内容

市営住宅の滞納家賃1,857,100円及び遅延損害金に係る支払請求権

3 相手方

姫路市在住の個人

1 要 旨

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するための協議を行おうとするもの。

2 内 容

令和6年12月2日に現行の被保険者証が廃止されることに伴い、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約に定める関係市町が処理することとされる事務から被保険者証の引渡し、返還の受付等の事務を削るほか、所要の整備を図ることについて、関係地方公共団体において協議を行う。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき明石市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を報告するもの。

単位：千円

事業名	金額 (繰越限度額)	繰越額
1 財政事務事業	40,000	40,000
2 車両管理事業	4,000	3,627
3 北庁舎(旧保健センター)維持管理事業	17,000	16,630
4 市税賦課徴収事務事業	20,000	13,761
5 戸籍事務事業	6,000	5,800
6 住民基本台帳事務事業	24,000	24,000
7 物価高騰対応支援給付金給付事業	2,576,000	18,000
8 物価高騰生活支援給付金給付事業	812,000	176,689
9 病児・病後児保育事業	12,000	11,842
10 新型コロナウイルスワクチン接種事業	24,000	22,140
11 環境基本計画推進事業	33,000	32,450
12 ごみ収集車両購入事業	10,000	9,742
13 廃棄物処理事業	4,000	3,850
14 (仮)新明石クリーンセンター建設事業	16,000	15,391
15 土地改良事業	41,000	40,480
16 沿岸漁場整備・構造改善事業	137,000	136,800
17 道路新設改良事業	317,000	257,398
18 交通安全施設整備事業	742,000	439,790
19 水路維持管理事業	15,000	15,000
20 西明石活性化プロジェクト事業	66,000	64,019
21 大久保駅前土地区画整理事業	47,000	43,382
22 街路整備事業	293,000	229,758
23 公園維持管理事業	3,000	3,000
24 都市公園安全・安心対策事業	34,000	31,209
25 菊栽培等事業	4,000	4,000
26 通信施設整備事業	9,000	9,000
27 小学校施設整備事業	522,000	521,900
28 中学校施設整備事業	226,000	225,704
29 水道事業会計繰出金	447,000	374,985
合 計	6,501,000	2,790,347

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき明石市水道事業会計予算繰越計算書を報告するもの。

建設改良費繰越額

単位：円

款	項	事業名	繰越額
資本的支出	建設改良費	第3次整備事業費	1,806,862,000
		老朽管整備事業費	398,100,000
合 計			2,204,962,000

事故繰越額

単位：円

款	項	事業名	繰越額
水道事業費用	営業費用	配水及び給水費	28,816,000
		受託工事費	3,655,000
資本的支出	建設改良費	建設改良事業費	306,900,000
合 計			339,371,000

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき明石市下水道事業会計予算繰越計算書を報告するもの。

建設改良費繰越額

単位：円

款	項	事業名	繰越額
資本的支出	建設改良費	管渠整備費	434,000,000
		処理場整備費	945,000,000
合 計			1,379,000,000

報告第 8 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（2024年度事業計画）報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の2024年度の事業計画書を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。